

(生活保護又は非課税世帯の保護者対象)

新型コロナウイルス
緊急対応②

高校生等奨学給付金 (国公立)

令和2年度 新入生に対する一部早期給付

◎制度の概要

三重県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

通常の申請時期は7月ですが、**今般の新型コロナウイルス感染症の影響などで、希望される新入生の保護者の方に前倒し給付(4月～6月の3か月分を先に給付)を行います。**

◎対象となる方……令和2年4月1日現在で次の資格をすべて満たす世帯

- 高等学校等就学支援金(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する高校生等(令和2年度新入生)がいる世帯(特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
- 保護者等が三重県内に居住している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
- 保護者等が生活保護を受給しているか、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯(均等割に課税額があっても所得割が0円の場合は対象になります。)

※4月～6月分は令和元年度(平成31年度)の課税証明書等により確認し、7月～翌年3月分は令和2年7月1日現在の状況をもとに令和2年度の課税証明書等により確認します。

◎申請方法

上記の資格を全て満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードするか、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに各学校に提出してください。

◎提出期限……令和2年6月10日(水)

- 令和2年7月にも通常の給付金の申込みがあります。お急ぎでない方は、その時に申請してください。
- なお、**今回一部前倒し給付を申請された方で、残りの月数(9か月)分の給付を希望される方は、6月下旬にご案内する通常の申請時期(7月)に再度申請が必要となります。**

◎申請書類提出先……各学校の担当者

- ・申請は2回必要です
- ・返済は不要です

◎給付額等

○給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

世帯種別		4月～6月分	7月～翌年3月分	合計
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	8,075円	24,225円	32,300円
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	全日制	21,000円	63,000円	84,000円
	定時制			
	通信制	9,125円	27,375円	36,500円
	専攻科	9,125円	27,375円	36,500円

○年2回に分けて(※1)、申請のあった指定口座(※2)に振り込みます。

※1: 4月から6月分は6月～7月、7月から翌年3月分は10月～12月の間に振り込む予定です。

※2: 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

◆問い合わせ先

各学校の担当者

または

三重県教育委員会事務局

教育財務課 奨学給付金担当

電話 059-224-2827

詳しくは HP 『三重の教育』を開き、下へスクロールして左側の

 **高校奨学金** をクリック

※私立高等学校等に在籍する生徒の場合、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。